

# 狩猟税の軽減税率適用にかかる 申立書の提出について

農林水産業に従事していることから、狩猟税において11,000円または5,500円の軽減税率を受けることができる場合の「農林水産業に従事していること」については、証明書の証明事項となっていました。平成30年度から申立書による申立事項に変更となりました。

## ○対象者

以下の①②③の要件を全て満たし、狩猟税の軽減税率の適用を受ける方。

- ① 県民税所得割の納付を要しない
- ② 県民税所得割の納付を要する人の控除対象配偶者または扶養親族である
- ③ 農林水産業に従事している

登録を行う免許	区 分	狩猟税率
第一種銃猟免許 ※空気銃についても使用が可能 (装薬銃)	下記以外の方	16,500円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する方）	11,000円
	(1) 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方	
	(2) 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族	
	(3) 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、 農・林・水産業に従事している方	
	※1 市町が発行する証明書の添付が必要です。 ※2 (3)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
網猟免許・わな猟免許	下記以外の方	8,200円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する方）	5,500円
	(1) 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方	
	(2) 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族	
	(3) 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、 農・林・水産業に従事している方	
	※1 市町が発行する証明書の添付が必要です。 ※2 (3)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
第二種銃猟免許（空気銃のみ）		5,500円

申立書の提出が必要な方

## ○申立書について

- ・ 申立書の様式は、市町から交付される証明書の下部についています。
- ・ 申立書の記載にあたっては、裏面の記載方法を御覧ください。
- ・ 記載した申立書は、上部の証明書と切り離さずに、狩猟者登録申請時に提出してください。

# 申立書の記載方法

様式第33号の2

証 明 書	
申 請 者	住 所  氏 名  (世帯主氏名)
証 明 事 項	1 同一生計配偶者または扶養親族のいずれにも該当せず、かつ、本年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者である。 2 同一生計配偶者または扶養親族に該当する者であつて、かつ、その者を扶養している者が、本年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者である。 3 同一生計配偶者または扶養親族に該当する者であつて、かつ、その者を扶養している者が、本年度の県民税の所得割額を納付することを要する者である。 〔該当するものに○印を付してください。〕
〔 証 第 号 〕	
申請者は上記事項に該当する者であることを証明します。	
年 月 日	
市町村長 <span style="float: right;">印</span>	

○ 証明事項「3」に該当する方で、農林水産業に従事している方は、下記申立書に記名してください。

様式第33号の2の2

申 立 書	
私は、農業、水産業または林業に従事していることを申し立てます。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	申請者氏名 ■■■■■
注 税額の決定資料となりますので、事実と相違ないよう願います。	

申立ての年月日および  
氏名を記入ください。

「農業、林業、水産業に従事する者」とは、年を通じて継続的にまたは断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養家族が夏期休暇中にたまたま農作業を行う場合等は含まれません。